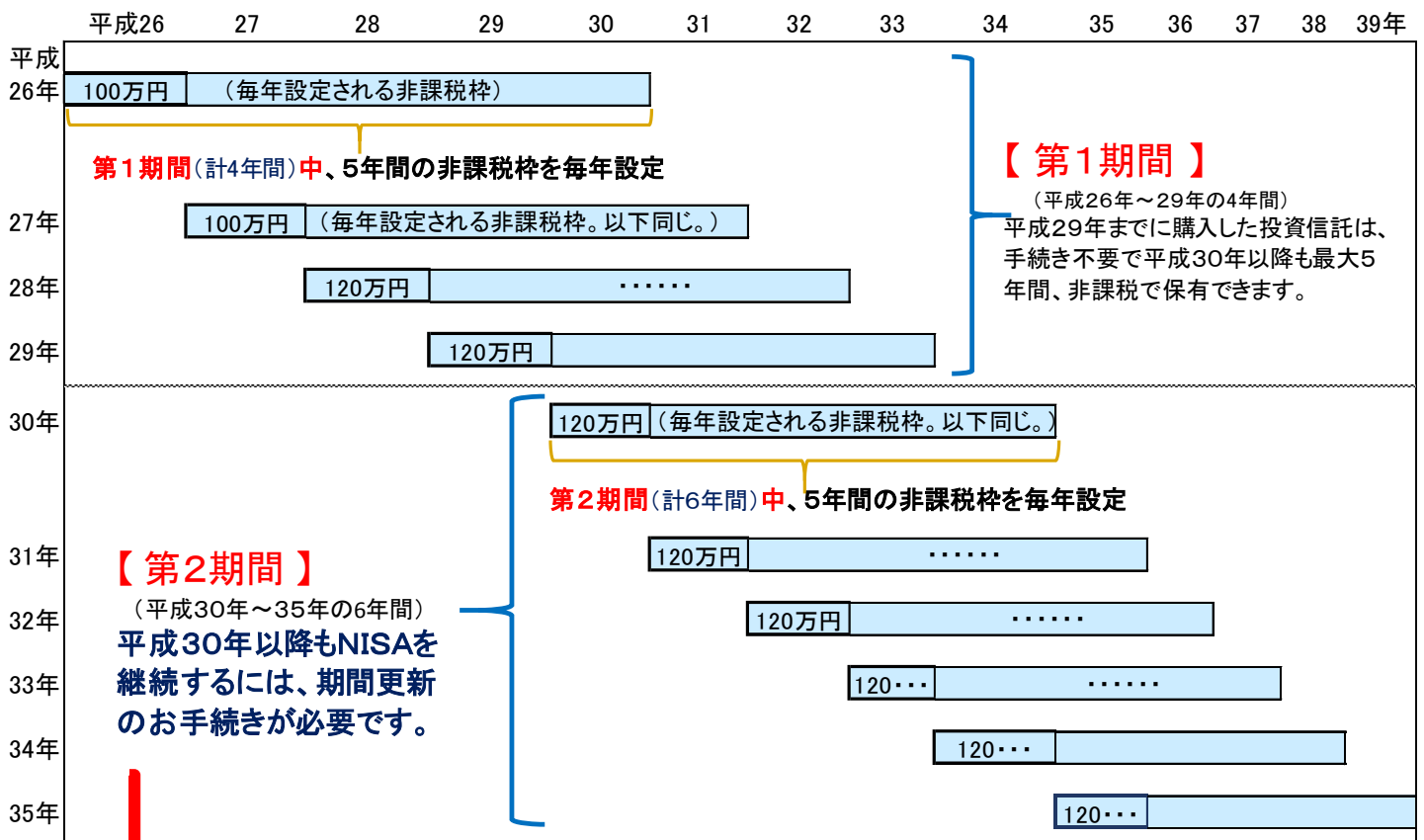


当行にNISA口座を開設いただいているお客様へ NISA口座継続手続きのご案内

NISA口座で購入できる第1期間（平成26年～29年）が終了します。
平成30年以降も引き続き、ご利用・ご購入いただく予定のお客様には、
平成29年9月30日までにマイナンバー（個人番号）を提供いただくことで、NISA口座を継続いただけます。

★NISA（少額投資非課税制度）の仕組み



具体的には、**非課税適用確認書交付申請書(※)**に記入が必要です。

※非課税適用確認書交付申請書は、第2期間の毎年の非課税枠を設定することを税務署に承認してもらうために提出が必要な書類です。

その際には、マイナンバーのご提供も必要になります。しかし、…

本年9月30日までに、当行にマイナンバーをご提供いただいた
お客さまは、この**更新手続きが不要**になります。

●法令により、平成29年9月30日までに当行にマイナンバーを提供いただいたお客さまについては、上記の非課税適用確認書交付申請書を、当行に提出いただいたものとみなして、当行でその後の手続きが行える決まりになっています。

◎NISAのご継続には、いずれにしても、マイナンバーご提供が必要になります。

◎またマイナンバーは、NISA口座のご継続にかかわらず、平成30年末までにご提供いただく必要があります。

◎マイナンバーのご提供が済んでいないお客様で、平成30年以後も、引き続き当行でNISA口座をご利用予定の場合は、店頭にてお手続きをお願いいたします。

マイナンバーお届出の手続きについて

ご本人様、あるいはご家族等代理人の方がご来店ください。

ご持参いただく書類等は以下のとおりです。<注：必要に応じ、届出の印章等を追加願います。>

1. ご本人のご来店によりお届出いただく方法

以下のいずれかの確認書類をご持参の上、お取引店までご来店ください。

<p>(1)個人番号カード</p> 	<p>(2)通知カード※¹</p>  <p style="text-align: center;">+</p> <p>写真あり本人確認書類1種類※²</p>	<p>(3)通知カード※¹</p>  <p style="text-align: center;">+</p> <p>写真なし本人確認書類2種類※²</p>
---	---	--

2. ご家族等代理人の方のご来店によりお届出いただく方法

代理人の方が、以下の確認書類をご持参の上、お取引店までご来店ください。

ご本人様の個人番号カードまたは通知カード+下記の(4)または(5)のいずれかの確認書類

<p>(4)代理人の方の写真あり本人確認書類1種類※²</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>代理権の確認書類※³</p>	<p>(5)代理人の方の写真なし本人確認書類2種類※²</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>代理権の確認書類※³</p>
--	--

※¹ またはマイナンバーの記載のある住民票の写し

※² 本人確認書類について

写真あり本人確認書類	写真なし本人確認書類
<p>以下のうちいずれか1種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証、旅券(パスポート)、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等写真入りの公的書類(ご来店時に有効なもの)等 ・ (代理人の方のみ)個人番号カード(同) 	<p>以下のうちいずれか2種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書(ご来店時に有効なもの) ・ 印鑑登録証明書(発行後6か月以内のもの)等

(いずれも、氏名および住所または生年月日の記載があるものに限ります。)

※³ 代理権の確認書類について

代理人がご本人様の法定代理人の場合	法定代理人以外の場合
<p>戸籍謄本、その他資格を証明する書類 (発行後6か月以内のもの)</p>	<p>委任状</p>
<p>・ 以上が困難な場合、ご本人様の個人番号カード、健康保険証等、本人しか持ち得ない書類(官公署等から本人に対し1通だけ発行された書類)</p>	

ご不明の点がございましたら 神奈川銀行 資金証券部 Tel045-261-2641
またはNISA口座を開設している神奈川銀行各支店までお問い合わせください。